

和水町住宅みらい支援補助金交付要綱

令和2年3月13日

告示第11号

(目的)

第1条 この要綱は、和水町(以下「町」という。)の人口増加及び定住の促進を図り町の活性化を促進するため、町内において住宅の取得等を行う者に対し、町が住宅みらい支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し、和水町補助金等交付規則(平成18年和水町規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町に永住を前提として住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により登録を受け、かつ、生活の本拠を本町に有することをいう。
- (2) 住宅 1戸建て住宅又は店舗付き住宅であつて、住宅の用に供する部分の面積が50平方メートル以上で、かつ、居室、台所、トイレ及び風呂の設備を有しているものをいう。ただし、プレハブ等の簡易な住居は除く。
- (3) 取得 自己の居住の用に供するため、住宅を建築し、又は購入する(補助対象者の世帯員の3親等以内の親族との売買契約を除く。)ことをいい、取得日とは所有権保存等の登記を完了した日をいう。
- (4) 転入世帯 本町外に1年以上居住し、かつ、本町内に転入しようとする者又は転入した日から1年以上経過していない者で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 補助金申請時において65歳以下の者がいる世帯
 - イ 中学生以下の子を扶養する者がいる世帯
- (5) 若者世帯 町内在住で、補助金申請時において、いずれも50歳未満である夫婦の世帯、又は中学生以下の子を扶養する者がいる世帯
- (6) 一般世帯 転入世帯及び若者世帯以外の世帯をいう。
- (7) 改修 中古住宅購入後に業者により施工される次のいずれかに該当する工事をいう。ただし、和水町空き家バンク活用促進事業補助金以外の他の補助金等の交付を受けて工事する場合の費用、家具、電化製品等の住宅用備品(エアコン、ストーブ、後付照明器具等)、外構、物置等は、対象外とする。

ア 増築工事 敷地内の既存の建築物に住宅部分を建築する工事をいう。

イ 改築工事 同一敷地内において、従前の建築物の全部又は一部を取り壊してこれと構造、階数及び規模が同程度の住宅部分を建築する工事をいう。

ウ 建物の内外装の改修工事及び改装工事並びに給湯器、風呂、台所及びトイレの取替工事

(補助金の交付要件)

第3条 補助金は、本町に定住することを目的として住宅を取得し、又は改修する者で、次の各号のいずれにも該当するものに交付する。

- (1) 定住のため転入世帯、若者世帯又は一般世帯が、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間に住宅の取得又は改修をし、第6条に規定する補助金の交付決定を受けた日から5年以上継続して当該住宅に居住し、町に定住する意思がある者
- (2) 住宅の取得又は改修に係る経費が、100万円以上であること。
- (3) 住宅の移転補助又は移転補償の対象となった住宅の代替えとして住宅の取得をしようとするものでない者
- (4) 世帯全員が和水町暴力団排除条例(平成24年和水町条例第4号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
- (5) 世帯が町税等を滞納していないこと。
- (6) 補助金の交付の申請をする日の属する年度の前年度において、地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2の規定によって提出すべき申告書を提出していること。
- (7) 所有権を共有し住宅を取得する場合、持分を2分の1以上所有しており、他の一方の者がこの要綱による補助金申請をしていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額等は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる補助金額の合計は、補助対象経費を超えないものとする。

- (1) 和水町空き家バンク活用促進事業補助金に定める改修工事等に係る補助金
- (2) 別表に定める基本補助金及び町内事業者利用加算金

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅取得日又は改修工事が完了したときから6月以内に、住宅みらい支援補助金交付申請書(様式第1号)に

次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
 - (2) 飲用井戸整備に係る工事の領収書の写し(内訳が分かる書類の写しを含む。)
 - (3) 住民票謄本(続柄入り)
 - (4) 配置図及び平面図
 - (5) 世帯全員の納税証明書(申請者が転入の場合に限る。)
 - (6) 建物の登記事項証明書の写し
 - (7) 誓約書及び同意書(様式第2号)
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容の審査及び現地調査を行い、適正に実施されたと認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に、住宅みらい支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

2 前項の規定により補助金の交付決定をした場合においては、前条の書類の提出をもって規則第13条に規定する実績報告があったものとみなし、同項の通知をもって規則第14条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

(補助金の請求等)

第7条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の請求をしようとするときは、町長に住宅みらい支援補助金請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、速やかに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、住宅みらい支援補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第5号)により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付を受けた者が補助金の交付決定後、5年以内に生活の本拠を他の市町村等に移すこととなったとき、又はその住宅を譲渡したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。
- (4) 町長が特に適当でないと認めたとき。

(補助金返還免除)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が天災等やむを得ない事情により第3条第1号に規定する要件を履行できなくなったと認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 補助金の返還免除を受けようとする者は、住宅みらい支援補助金返還免除申請書(様式第6号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 町長は、住宅みらい支援補助金返還免除申請書の提出があった場合はその内容を審査し、補助金の返還免除を行うことが適当であると認めたときは、当該申請をした者に住宅みらい支援補助金返還免除通知書(様式第7号)により通知する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公示の日から施行し、改正後の和水町住宅みらい支援補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の和水町新築住宅みらい支援補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第3条第1号及び前項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までに契約し、又は着工した住宅を新規に取得した者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

補助区分	補助対象者及び補助対象経費	補助率及び補助金額
基本補助金(新築)	新築住宅を取得した一般世帯、若者世帯又は転入世帯	一般世帯 50万円 若者世帯 100万円 転入世帯 150万円
基本補助金(中古住宅・多世代リフォーム)	中古住宅を取得し、若しくは改修し、又は多世代同居住宅を改修した一般世帯、若者世帯又は転入世帯	一般世帯 10万円 若者世帯 20万円 転入世帯 30万円
子育て支援加算金	住宅取得日において、同居する親族に、中学生以下の者がいる若者世帯又は転入世帯	中学生以下の世帯員1人につき20万円
飲用井戸整備費加算金	簡易水道未整備地域において、飲用井戸の新設又は改修を行う一般世帯、若者世帯又は転入世帯 次に各号に掲げる経費を補助対象経費とする。 (1) 取水設備等工事費(井戸、取水ポンプ、導水管その他取水に必要な設備等) (2) 浄水設備設置費(滅菌設備、その他浄水に必要な設備)	補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)とし、新設の場合は50万円、改修の場合は30万円を限度とする。
町内事業者利用加算金	町内に事業所等を有する法人又は個人事業者	補助対象経費の1分の1以内とし、30万円を限度とする。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第9条関係)

様式第7号(第9条関係)